

長岡市告示第223号

長岡市下水道事業受益者負担に関する条例（昭和62年長岡市条例第57号）第3条の規定に基づき、負担区域を次のように定めます。

なお、関係図書は、長岡市土木部下水道課において一般の縦覧に供します。

令和8年4月1日

長岡市長 磯田 達伸

負担区域

1 長岡地域
市街化区域

地区名	区域
川崎地区	美園1丁目の一部
宮内東地区	撰田屋2丁目の一部

2 中之島地域

地区名	区域
中之島地区	狐興野、六所、中興野及び中条新田の各一部

3 寺泊地域

地区名	区域
和島地区	寺泊木島、寺泊五分一、寺泊有信及び寺泊碓田の各一部
寺泊地区	寺泊敦ヶ曾根、寺泊北曾根及び寺泊小豆曾根の各一部